

判決年月日	平成１６年３月３１日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第１部 (旧 第３民事部)
事 件 番 号	平成１６年（ネ）３９号		
○ 幼児用教育教材の著作権侵害を理由とする差止，損害賠償等の請求について，両教材に類似性が認められないなどとして，著作権侵害を否定した事例			

被控訴人は，当初シリーズ，新シリーズ，本件シリーズの幼児用教育教材を出版した。控訴人らは，（１）本件シリーズのうちの本件各書籍１０冊及びこれらに対応する新シリーズ中の各書籍（新シリーズ対応書籍）について，控訴人らが著作権を共有するところ，被控訴人による本件各書籍の出版は，本件各書籍についての著作権（複製権）又は新シリーズ対応書籍についての著作権（翻案権）を侵害する旨，また，（２）当初シリーズ及び新シリーズの改訂に際しては，控訴人らの許諾が必要であるにもかかわらず，被控訴人が控訴人らに無断でこれらを改訂して本件各書籍を出版した行為は，不法行為に当たる旨主張して，被控訴人に対し，①本件各書籍についての共有著作権の確認，②著作権（本件各書籍についての複製権又は新シリーズ対応書籍についての翻案権）に基づく本件各書籍の発行及び頒布の差止め並びに廃棄，③上記（１）又は（２）の不法行為による損害賠償請求権に基づき，損害金の支払を求めた。

原判決は，控訴人らの本訴請求をいずれも棄却したのに対し，控訴人らが，その変更を求めて本件控訴を提起した。

本判決は，次の理由により，本件控訴を棄却した。すなわち，（１）のうち，本件各書籍の複製権侵害については，控訴人らは，いずれも本件各書籍の制作自体に関与していないことを自認しているから，控訴人らが，本件各書籍の著作者であるということはできず，また，著作権の譲渡を受けたとも認められないから，控訴人らが本件各書籍について共有著作権を有するということはできない。（１）のうち，新シリーズ対応書籍の翻案権侵害については，本件各書籍の表現と新シリーズ対応書籍の表現は，表現上の本質的特徴の同一性を有するとはいえないから，控訴人らが新シリーズについて共有著作権（翻案権）を有するか否かにかかわらず，本件各書籍が新シリーズ対応書籍の翻案に当たるということはできない。（２）については，控訴人らと被控訴人との間に，本件各書籍の発行について控訴人らの許諾を必要とする旨の合意が成立したとは認められない。また，控訴人らが保護の対象として主張する「企画，ノウハウ，プログラム，構成及び信用等の総体」なる概念は，極めてあいまいなものであるし，控訴人らの主張するノウハウ等は，当初シリーズ等に特有のものではなく，当初シリーズの刊行前から既に使用されていたものであるから，控訴人らに帰属するものとはいえない。

したがって，不法行為も認められない。